

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条～第 21 条 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 前 3 項の規定による在職期間のうちに休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数 (組合専従休職若しくは地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の休職に関する規程第 3 条第 3 号に規定する事由 (理事長が別に定める要件に該当する場合に限る。) 又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数) を、高齢者部分休業規程第 3 条の規定による高齢者部分休業の承認を受けた期間のある月が 1 以上あったときは、当該承認を受けた期間のある月ごとに高齢者部分休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務しない時間 (1 時間未満の時間を除く。) を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を合算した月数 (その月数に 1 箇月未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた月数) の 2 分の 1 に相当する月数を、それぞれ前 3 項の規定により計算した在职期間から除算する。</p> <p>第 23 条～第 34 条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者 (附則第 11 項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額は、第 7 条から第 11 条及び附則第 17 項から第 26 項までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 21 条第 1 項中「第 16 条」とあるのは、「第 16 条並びに附則第 8 項」とする。</p> <p>9 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者 (附則第 12 項の規定に該当する者を除く。) で第 7 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項及び第 10 条並びに附則第 21 項及び第 22 項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>10 (略)</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>11 第 7 条から第 9 条まで又は附則第 17 項から第 19 項までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第 7 条から第 11 条まで及び附則第 17 項から第 26 項までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて</p>	<p>第 1 条～第 34 条 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 前 3 項の規定による在職期間のうちに休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数 (組合専従休職若しくは地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の休職に関する規程第 3 条第 3 号に規定する事由 (理事長が別に定める要件に該当する場合に限る。) 又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数) を、高齢者部分休業規程第 3 条の規定による高齢者部分休業の承認を受けた期間のある月が 1 以上あったときは、当該承認を受けた期間のある月 (当該期間でない日があった月を除く。) ごとに高齢者部分休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務しない時間 (1 時間未満の時間を除く。) を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を合算した月数 (その月数に 1 箇月未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた月数) の 2 分の 1 に相当する月数を、それぞれ前 3 項の規定により計算した在职期間から除算する。</p> <p>第 23 条～第 34 条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者 (附則第 11 項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額は、第 7 条から第 11 条及び附則第 17 項から第 25 項までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 21 条第 1 項中「第 16 条」とあるのは、「第 16 条並びに附則第 8 項」とする。</p> <p>9 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者 (附則第 12 項の規定に該当する者を除く。) で第 7 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項及び第 10 条並びに附則第 21 項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>10 (略)</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>11 第 7 条から第 9 条まで又は附則第 17 項から第 19 項までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第 7 条から第 11 条まで及び附則第 17 項から第 25 項までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とす</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者部分休業期間における勤続期間の計算で月の端数も除算するための改正</li> </ul> <p>【附則第 8 項、第 9 項、第 11 項、第 12 項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・附則第 21 項新設による引用条文の修正</li> </ul>

新	旧	改正理由等						
<p>得た額とする。</p> <p>12 第7条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項並びに第10条並びに附則第21項及び第22項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>13～20 (略)</p> <p>21 <u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程附則第23項の規定による職員の給料月額</u>の改定(次項において「給料月額7割措置」という。)は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p> <p>22 (略)</p> <p>23 当分の間、第9条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第11条及び第15条の規定の適用については、第11条中「定年退職日(就業規則第16条第3号に規定する定年退職日をいう。)」とあるのは「附則第23項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに当該右欄に掲げる年齢に達した日以後における最初の3月31日」と、「(定年」とあるのは「(当該年齢」と、「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文並びに同条の表第9条第1項の項、第10条第1項第1号の項及び第10条第1項第2号の項並びに第15条表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="172 1121 1160 1262"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>24 (略)</p> <p>25 当分の間、第9条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第23項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第11条及び第15条の規定の適用については、第11条中「15年」とあるのは「10年」と、同条の表第9条第1項の項、第10条第1項第1号及び第10条第1項第2号の項並びに第15条表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「100分の2」とあるのは「附則第23項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とするほか、附則第23項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第11条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>26 当分の間、第9条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>る。</p> <p>12 第7条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項並びに第10条並びに附則第21項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>13～20 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>21 (略)</p> <p>22 当分の間、第9条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第11条及び第15条の規定の適用については、第11条中「定年退職日(就業規則第16条第3号に規定する定年退職日をいう。)」とあるのは「附則第22項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに当該右欄に掲げる年齢に達した日以後における最初の3月31日」と、「(定年」とあるのは「(当該年齢」と、「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文並びに同条の表第9条第1項の項、第10条第1項第1号の項及び第10条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>23 (略)</p> <p>24 当分の間、第9条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第22項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第11条及び第15条の規定の適用については、第11条中「15年」とあるのは「10年」と、同条の表第9条第1項の項、第10条第1項第1号及び第10条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「100分の2」とあるのは「附則第22項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とするほか、附則第22項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第11条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>25 当分の間、第9条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第22項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職</p>	<p>【附則第21項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳前と60歳以降で給料月額と勤続期間を分けて計算する特例(ピーク時特例)を適用させるための改正</li> </ul> <p>【附則第22項、第24項～第27項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・附則第21項新設による項番及び引用条文の修正</li> </ul>
(略)	(略)							
(略)	(略)							
(略)	(略)							

新	旧	改正理由等																																				
<p>23項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職した場合における第11条及び第15条の規定の適用については、第11条中「15年」とあるのは「10年」と、「前条第1項」とあるのは「前条第1項並びに附則第22項」と、同条の表第9条第1項の項、第10条第1項第1号の項及び第10条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「100分の2」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」と第11条の表中</p> <table border="1" data-bbox="142 625 1145 674"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>とあるのは、</p> <table border="1" data-bbox="142 810 1145 1045"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>附則第22項第1号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>附則第22項第2号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>附則第22項第2号イ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>附則第22項第3号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>とするほか、附則第23項の表中の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>27 附則第22項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>(1) 附則第22項第2号イに掲げる割合が60以上の場合 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額</p> <p>(2) 附則第22項第2号アに掲げる割合が60以上の場合(前号に該当する場合を除く。) 特別特定減額前給料月額に附則第21項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</p> <p>(3) 附則第22項第2号アに掲げる割合が60未満の場合 特別特定減額前給料月額に同号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</p> <p>28 附則第26項に規定する場合において、同項の規定により読み替えて適用する第11条に規定する者に対する前項の規定の適用については、次の</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	附則第22項第1号	(略)	(略)	附則第22項第2号	(略)	(略)	附則第22項第2号イ	(略)	(略)	附則第22項第3号	(略)	(略)	<p>した場合における第11条及び第15条の規定の適用については、第11条中「15年」とあるのは「10年」と、「前条第1項」とあるのは「前条第1項並びに附則第21項」と、同条の表第9条第1項の項、第10条第1項第1号の項及び第10条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「100分の2」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」と第11条の表中</p> <table border="1" data-bbox="1326 625 2329 674"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>とあるのは、</p> <table border="1" data-bbox="1326 810 2329 1045"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>附則第21項第1号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>附則第21項第2号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>附則第21項第2号イ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>附則第21項第3号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>とするほか、附則第22項の表中の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>26 附則第21項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>(1) 附則第21項第2号イに掲げる割合が60以上の場合 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額</p> <p>(2) 附則第21項第2号アに掲げる割合が60以上の場合(前号に該当する場合を除く。) 特別特定減額前給料月額に附則第21項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</p> <p>(3) 附則第21項第2号アに掲げる割合が60未満の場合 特別特定減額前給料月額に同号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</p> <p>27 附則第25項に規定する場合において、同項の規定により読み替えて適用する第11条に規定する者に対する前項の規定の適用については、次の表の</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	附則第21項第1号	(略)	(略)	附則第21項第2号	(略)	(略)	附則第21項第2号イ	(略)	(略)	附則第21項第3号	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)																																				
(略)	(略)	(略)																																				
附則第22項第1号	(略)	(略)																																				
附則第22項第2号	(略)	(略)																																				
附則第22項第2号イ	(略)	(略)																																				
附則第22項第3号	(略)	(略)																																				
(略)	(略)	(略)																																				
(略)	(略)	(略)																																				
附則第21項第1号	(略)	(略)																																				
附則第21項第2号	(略)	(略)																																				
附則第21項第2号イ	(略)	(略)																																				
附則第21項第3号	(略)	(略)																																				

新			旧			改正理由等	
表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句		
附則第27項	附則第22項の	前項の規定により読み替えて適用する附則第22項の	附則第26項	附則第21項の	前項の規定により読み替えて適用する附則第21項の		
	(略)	前項の規定により読み替えて適用する附則第22項		(略)	前項の規定により読み替えて適用する附則第21項		
附則第27項第1号	附則第22項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第22項第2号イ	附則第26項第1号	附則第21項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第21項第2号イ		
	(略)	(略)		(略)	(略)		
附則第27項第2号	(略)	(略)	附則第26項第2号	(略)	(略)		
	附則第22項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第22項第2号イ		附則第21項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第21項第2号イ		
	(略)	(略)		(略)	(略)		
附則第27項第3号	(略)	(略)	附則第26項第3号	(略)	(略)		
	(略)	(略)		(略)	(略)		
	(略)	(略)		(略)	(略)		
	(略)	(略)		(略)	(略)		
<p>附 則</p> <p>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>							